

建築物における駐車施設の附置等に関する条例の改正概要

■ 主な改正内容

① 条例第8条第2項

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴うもの

- ・ 車いす利用者のための駐車施設の規模の変更

(現行) **1台以上**



(改正) **附置義務台数200台以下の場合：2%以上**

例) 180台の場合： $180 \times 0.02 = 3.6 \div 4$ 台以上

附置義務台数200台超の場合：1%+2台以上

例) 220台の場合： $220 \times 0.01 + 2 = 4.2 \div 5$ 台以上

② 条例第12条の2

附置義務駐車施設の現状を適切に把握するため新たに規定するもの

- ・ 廃止の届出を追加

③ 条例第4条及び別記

駐車場法施行令の改正に伴うもの

- ・ 条文の整理

特定用途^{注1)} となった**共同住宅**を**非特定用途**^{注2)} として取り扱う

■ 施行期日

令和8年4月1日

※①条例第8条第2項の規定は、令和8年10月1日

■ 経過措置

①条例第8条第2項の規定は、施行期日（令和8年10月1日）以後に新築、増築又は用途の変更に係る工事に着手する者について適用

注1) 特定用途：劇場、百貨店、事務所、旅館、ホテル、遊技場など自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途

注2) 非特定用途：特定用途以外の用途（社会福祉施設、学校等）

【条例における対象地区・地域、対象建築物等概要】

○適用地区

駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域

○対象建築物

特定用途の床面積と非特定用途の床面積の1/2との合計が1,000㎡以上の建築物

○附置台数

(㎡/台)

特定用途			非特定用途
百貨店	事務所	その他	
250㎡	350㎡	400㎡	450㎡